

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和元年10月1日現在>

説明内容

1. 事業の目的

社会福祉法人岩手和敬会が開設する特別養護老人ホーム青山和敬荘（以下「事業者」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の従業者（以下「介護老人福祉施設介護職員等」という。）が、要介護状態にある方に対し、適正な指定介護老人福祉施設の介護等を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

事業所の介護老人福祉施設介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 019-648-1411（午前9時～午後5時まで）

担当 相談部 熊谷江梨子・東山美香・下川原善実・中田桂敏・阿部龍馬

（ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。）

4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）青山和敬荘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）青山和敬荘
所在地	岩手県盛岡市南青山町13番30号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（0370100398号）

(2) 施設設備の概要

定員	90名	静養室	1室2床	
居室	4人部屋	11室（1室47.03m ² ）	医務室	1室
	2人部屋	16室（1室23.64m ² ）	食堂	2カ所
	個室	14室（1室15.67m ² ）	機能訓練室	1カ所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	談話室	4カ所	
相談室	1室			

(3) 職員体制

	資格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1		運営管理	1
医師	医師		1	健康管理	1
相談員	社会福祉主事	1		相談・苦情	2
	社会福祉士	2			
管理栄養士	管理栄養士	2		栄養管理	2
機能訓練指導員	看護職員	1		機能訓練	1
介護支援専門員	介護支援専門員	2		介護計画	1
事務員		2		経理・労務	2
調理員		7	1	調理	8
介護	看護師	4		健康管理	4
看護	准看護師	1		健康管理	1
職員	介護福祉士	19	2	介護	22
	介護士	17	3	介護	17

5. サービス内容

①施設サービス計画の立案

利用者様の解決すべき課題を把握し、ご意向を踏まえた上で計画を作成します。

②食事

朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00から、原則2階、3階の食堂にてお召し上がり下さい。利用者様のご希望があれば、食事場所を選択できます。

③入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って、次の介護を行います。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添…等

⑤機能訓練

機能訓練室における訓練に限らず、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を主体に行っています。

⑥生活相談

常勤の相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談出来ます。

⑦栄養マネジメント

栄養ケア計画に沿って年齢や心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、栄養管理を行います。

⑧健康管理

年に1回健診を実施し、その内容を健康手帳に明記するとともに、その結果、あるいは病状に応じて随時諸検査を行っています。また、月に1回程度、診察室にて医師の診察や健康相談を受けることが出来ます。看護師への相談は随時受付けております。

⑨重度化対応

常勤の看護師を配置し、看護に係る責任者として定めています。看護師とは24時間連絡体制を確保し必要に応じて健康上の管理等を行うことができます。また、「看取り」に関する指針を定め、「看取り」の職員研修を行い、「看取り」のための個室を確保しています。

⑩療養食の提供

医師の指示により糖尿病食、腎臓病食等、疾患に基づく食事及び特別な場合の検査食を提供します。

⑪特別食の提供

利用者様の嗜好による食品や、食材を希望する場合は前日までにお申込み下さい。料金は別途かかります。

⑫理美容サービス

週に1回程度、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。

⑬行政手続代行

行政手続きの代行を行います。手続きに係る経費が発生した場合はご負担していただきます。

⑭日常費用支払代行

入所専用の銀行等の通帳をお預かりし、日常生活に係る諸費用の支払い代金をできる範囲で行います。

⑮所持品保管

居室スペースに置くことが出来ない所持品を保管室にてお預かりします。ただし、預けることが出来る所持品の種類や体積には制限があります。

⑯レクリエーション

年間行事計画及び趣味活動計画に基づいて行事等を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

等

6. 利用料金

(1) 基本料金 (保険給付 1割負担の場合の料金)

1日当たりの基本料金		
保 險 給 付	①介護福祉施設サービス費	
	従来型個室・多床室・旧措置入所者	
	要介護度 1	559円
	要介護度 2	627円
	要介護度 3	697円
	要介護度 4	765円
	要介護度 5	832円
	高額介護サービス費	
	区 分	負担の上限 (月額)
	現役並み所得者に相当する方	44,400円
	市区町村民税を課税されている方	44,400円 ※同じ世帯の全ての65才以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限額446,400円を設定。
	市区町村民税を課税されていない方	24,600円
	・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円
	生活保護を受給している方等	15,000円
	②外泊時費用 (月6回限度)	246円
	③外泊時在宅サービス利用費用 (同上)	560円
	④療養食加算 (該当者・1回につき)	6円
	⑤個別機能訓練加算	12円
	⑥生活機能向上連携加算 (月額)	100円
	⑦初期加算 (入所後30日に限り)	30円
	⑧栄養マネジメント加算	14円
	⑨低栄養リスク改善加算 (月額)	300円
	⑩再入所時栄養連携加算 (1回限り)	400円
	⑪看護体制加算 (I)	4円
	看護体制加算 (II)	8円
	⑫日常生活継続支援加算	36円
	⑬サービス提供体制強化加算 (I) イ	18円
	サービス提供体制強化加算 (I) ロ	12円
	⑭夜勤職員配置加算 (I)	13円
	夜勤職員配置加算 (III)	16円
	⑮口腔衛生管理体制加算 (月額)	30円
	口腔衛生管理加算 (月額)	90円
	⑯経口移行加算	28円
	⑰経口維持加算 (I) (月額)	400円
	経口維持加算 (II) (月額)	100円
	⑱褥瘡マネジメント加算 (3月に1回)	10円
	⑲排泄支援加算 (月額)	100円
	⑳看取り介護加算 I 1	144円
	看取り介護加算 I 2	680円
	看取り介護加算 I 3	1,280円
	看取り介護加算 II 1	144円
	看取り介護加算 II 2	780円
	看取り介護加算 II 3	1,580円
	㉑配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650円
	(深夜)	1,300円
	㉒退所前訪問相談援助加算	460円
	退所後訪問相談援助加算	460円
	退所時相談援助加算	400円
	退所前連携加算	500円
	㉓介護職員処遇改善加算 I	加算合計×8.3%円
	㉔介護職員等特定処遇改善加算 I	加算合計×2.7%円
	㉕身体拘束廃止未実施減算	介護福祉施設サービス費×10%円
	*有資格者や常勤職員の割合により加算体制が変わる場合がございます。	
	*介護保険負担割合証に記載された割合でご負担いただきます。	

(2) 基本料金（保険給付外）

1日当たりの基本料金						
保 險 給 付 外	①居住費					
	区 分	従来型個室	負担限度額	多 床 室	負担限度額	
	負 担 段 階	第1段階	320円	1.0万円	0円	0円
		第2段階	420円	1.3万円	370円	1.1万円
		第3段階	820円	2.5万円	370円	1.1万円
		第4段階	1,171円 (基準額)	3.6万円	855円 (基準額)	2.6万円
	*負担限度額は月額概算です。					
	*入所期間中の入院・外泊期間は、区分に応じた金額をご負担いただきます、第1段階の方は370円です。（介護保険給付期間以降）					
	②食費					
	区 分		負担限度額		1食あたり金額	
負 担 段 階	第1段階	300円	0.9万円	朝食	326円	
	第2段階	390円	1.2万円	昼食	650円	
	第3段階	650円	2.0万円	夕食	416円	
	第4段階	1,392円 (基準額)	4.2万円			
*負担限度額は月額概算です。						

(3) 加算料金

項 目	
趣味活動費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
教養娯楽費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
行事参加費	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
理・美容代	実費のみ負担（業者価格）
行 事 食	施設全体で行う場合は施設負担、個人的場合は実費のみ負担。
所持品保管料	施設負担、個人負担はありません。
預貯金通帳管理費	50円（在籍1日あたり）
特別な洗濯代	実費のみ負担（業者価格）
電気器具持込費	施設負担、個人負担はありません。

(4) 基本料金の減免措置

低所得者等への減免措置については、制度の範囲内において実施します。

(5) 支払方法

- ・毎月、10日頃までに前月分の請求をいたします。お支払い頂きますと、領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則預かり通帳からの自動引き落としとさせていただきます。
- ・お預かり通帳へのご入金、事務室窓口でもお取り扱いしています。
時間は午前8時30分から午後5時まで、土日祭日もお預かりします。

7. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所申込みに関しては、電話またはご来荘にて受け付けし、相談・見学等に対応しております。

申し込みを受理した後、入所判定会にかけさせていただきます。判定順位が上位になりますと訪問調査を実施し、居室の空ができましたら確定いたします。入所が決まりましたら契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

①利用者様のご都合で退所（サービス利用契約の終了）する場合。
退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合。

③その他

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・平成27年4月1日以降に入所した利用者様が、要介護1または要介護2と認定された場合、特例入所の要件に該当しなければ、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

8. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者本位（自己決定の尊重）
- ・規則を最小限にする（自由最大化状況）
- ・十分な説明と同意
- ・サービスの自己評価
- ・施設オンブズマンの導入

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	同性介護を希望される方は申し出て下さい
従業員への研修の実施	有	毎月1回施設内研修、外部研修は随時
サービスマニュアルの作成	有	事業単位に整備
身体的拘束	無	やむなき場合は医師の指示による
看取り介護	有	利用者様、ご家族様の同意書を頂きます
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 可能（ただし感染症流行等により、一時制限させていただく場合があります）
- ・外出、外泊 可能（ただし、健康状態の確認が必要）
- ・飲酒、喫煙 可能（ただし、医師の制限のない方）
- ・設備、器具の利用 可能（洗濯機やキッチンも自由にお使い下さい）
- ・金銭、貴重品の管理 金庫にお預かりします（居室のセーフティボックスでも可能）
- ・所持品の持ち込み ご自由にどうぞ（ただし、同室の方の迷惑にならない範囲で）
- ・施設外での受診 中津川病院と協力病院の契約を結んでおります。
- ・宗教活動 自由（ただし、他者の権利を侵害しない範囲で）

(4) 第三者評価

- ・実施の有無 有り
- ・実施日 平成22年12月9日
- ・評価機関 特定非営利活動法人いわての保険福祉支援研究会
- ・評価結果の開示状況 有り（岩手県ホームページ）

9. 緊急時の対応方法

- ・利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
①	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	
②	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	
③	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

- ・利用者様に対するサービス提供にあつて事故が発生した場合には、速やかに事業所はご家族に連絡すると共に対処します。また、事故状況とその際にとった処置について記録をとり、保険者へ報告します。
- ・サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応 施設内の避難経路図を必ず確認して下さい
- ・防災設備 スプリンクラー、屋内消火栓、非常放送、消防署ホットライン
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火責任者 施設長（防災委員会、職員自衛消防隊、地域協力員）

12. 秘密保持について

- ・事業所および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・予め文書で同意を得ない限り、個人情報を他機関へ提供しません。

13. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 相談部 電話 019-648-1411

苦情解決責任者（施設長 遠藤 要）

苦情対応委員会（役職会議）

施設オンブズマン（利用者自治会代表、町内会長、民生委員、ご家族代表、ボランティア代表等）

②その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

1) 盛岡市役所介護保険課 電話 019-651-4111（保険者が盛岡市の方）

2) 岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-604-6700

14. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人岩手和敬会

代表者役職・氏名 理事長 三田光男

法人所在地・電話番号 岩手県盛岡市浅岸三丁目23番50号

定款の目的に定めた事業
1. 社会福祉事業
2. 公益事業
3. その他これに付随する業務

施設・拠点等	介護老人福祉施設	3カ所
	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	2カ所
	通所介護（盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業）	2カ所
	居宅介護支援	2カ所
	配食サービス	2カ所
	地域包括支援センター	2カ所
	障がい者（児）短期入所	1カ所
	日中一時支援事業	1カ所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 岩手県盛岡市南青山町13番30号

名称 青山和敬荘

施設長 遠藤 要 印

説明者 所属 相談部

氏名 熊谷 江梨子 印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けた上で、サービス提供を受けることに同意し、入所を申込みます。

利用者 住所

氏名 印

（身元引受人）住所

氏名 印